

4. 市民相談窓口について

(1) 相続等に関する相談

市民生活相談課では、専門家による様々な相談会を実施しています。
相続等に関する相談もできますので、ご利用ください。

	相談内容	実施日時	予約方法
法律相談 (各日先着16人)	相続の進め方等、法律に関する相談	毎週月・水・金曜日 午後1時～午後5時	相談実施日1週間前(同じ曜日)、午前8時45分から電話またはいばライフで予約受付 ※予約開始日が閉庁日の場合は、電話予約のみ直前の開庁日から受付
日曜法律相談 (先着7人)		毎月最終日曜日 午前9時～ 午後0時30分	
司法書士相談 (各日先着5人)	登記や遺言等に関する相談	毎月第1・3・4 水曜日 午前9時30分～正午	相談実施日1週間前(同じ曜日)、午前8時45分から電話またはいばライフで予約受付 ※予約開始日が閉庁日の場合は、電話予約のみ直前の開庁日から受付
税務相談 (先着6人)	相続税等、税金に関する相談	毎月第2・4木曜日 (12月の第4木曜日及び2・3月除く) 午後1時～午後4時	
行政書士相談 (先着5人)	遺産分割協議書や遺言書等の作成に関する相談	毎月第1水曜日 午前9時30分～正午	

※相談時間は1人30分です。相談日が祝日及び年末年始の場合は、実施いたしません。

【相談場所】 茨木市役所 南館1階 市民生活相談課

【対象者】 茨木市民または本市に在勤・在学の方

【電話予約】 072-620-1603 (平日午前8時45分～午後5時15分)

【Web予約】 市公式総合アプリ「いばライフ」から(詳細は右図読み取り)



(2) ひとり親になった方のための相談

こども政策課では、ひとり親自立支援員が、ひとり親になった不安・住まい・仕事・子育てやお金のこと等、生活全般についての相談を受けています。

実施日時	平日午前9時～午後5時(予約優先)※年末年始を除く
場所	茨木市役所 南館3階 こども政策課(072-620-1625)

※18歳到達後、最初の3月31日まで(一定の障害がある場合は20歳未満)の児童がいる場合、児童扶養手当やひとり親家庭医療助成を受けられる場合があります。

詳細はこども政策課へお問合せください。



所有者不明土地の解消に向けて 不動産の登記に関するルールが大きく変わりました



※ 所有者不明土地とは … ① 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
② 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

令和6年4月1日から

相続登記の申請が 義務化されました!!



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

Check!!

- 相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から**3年以内**に**相続登記**の申請をしなければなりません。
- 令和6年4月1日以前に相続した不動産についても、義務化の対象となります。
- 相続登記について**登録免許税が免税**される場合があります。
- 正当な理由がなく相続登記の申請をしない場合、10万円以下の過料が科されることがあります。
- 登記の手続は、**専門家である司法書士へ依頼**することも、ご検討ください。

登記の手続について
詳しく知りたい方!



(大阪法務局ホームページ)

登録免許税の免税に
ついて知りたい方!



(法務省ホームページ)

登記の手続を司法書士へ
依頼したい方!



(大阪司法書士会ホームページ)

裏面もご覧ください! 法務局の便利な制度を紹介しています

相続登記についての詳細は、管轄する登記所にお問合せください。

大阪法務局

〒540-8544 大阪市中央区大手前三丁目1番41号 大手前合同庁舎



管轄登記所は
こちらから検索

法定相続情報証明制度

法定相続情報一覧図で
時短・スムーズな相続手続を！

戸除籍謄本等を収集し、
法定相続情報一覧図を
作成して法務局へ！



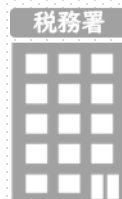
① 申出

② 交付

法定相続情報一覧図を
登記官が確認・認証し、
無料で必要枚数を配布



③ 提出



制度の詳細については
ホームページをご確認ください！



(法務局ホームページ)

法定相続情報証明制度の具体的な手続は、
管轄する登記所にお問合せください。



管轄登記所は
こちらから検索

自筆の遺言書、預かります！

自筆証書遺言書保管制度

申請手数料は
1通3,900円
保管料は不要



遺言者

① 保管申請



② 保管
遺言書ほかんガルー



相続人

③ 死亡後

請求

交付

遺言書情報証明書
1通1,400円

安全な保管場所
管理上のトラブル防止

相続登記の申請、預貯金の払戻し等
添付書類の一つとして利用できます！
家庭裁判所の検認は不要です！



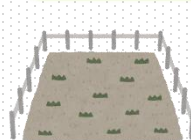
(大阪法務局ホームページ)

制度の詳細についてはホームページを
ご確認ください！

自筆証書遺言書保管制度に関するお問合せ先
06-6942-9482 (供託課)

土地を手放したい方へ！

相続土地国庫帰属制度



承認申請



審査

相続等によって土地の所有権を取得した
相続人は、その土地を手放して国庫に
帰属させるための申請をすることが
できます。

ただし、申請が承認されるのは、一定の
要件を満たす土地に限ります。

制度の詳細についてはホームページを
ご確認ください。



(法務省ホームページ)

相続土地国庫帰属制度に関するお問合せ先
06-6948-6336 (国庫帰属審査室)

大阪法務局

〒540-8544 大阪市中央区大手前三丁目1番41号 大手前合同庁舎

メモ

発行・編集：茨木市 市民文化部 市民生活相談課

TEL：072-620-1603 FAX：072-620-1715

E-mail：shiminseikatu@city.ibaraki.lg.jp

※各手続の詳細については、担当窓口へお問合せください。

令和3年（2021年）9月発行

令和6年（2024年）4月改訂

このハンドブックは、市ホームページにも掲載しております。

